

## 令和8年度農山漁村発イノベーション等支援業務公募型プロポーザル実施要領

### 1. 目的

この要領は、令和8年度農山漁村発イノベーション等支援業務の受託予定者を公募型プロポーザル方式により選定するために定める。

### 2. 業務の概要

- (1) 業務の名称  
令和8年度農山漁村発イノベーション等支援業務
- (2) 業務の内容  
令和8年度農山漁村発イノベーション等支援業務委託仕様書のとおり
- (3) 予定価格  
12,154,000円（消費税および地方消費税を含む）
- (4) 契約期間  
契約日から令和9年3月16日（火曜日）

### 3. 参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 滋賀県財務規則（昭和51年滋賀県規則第56号）第195条の2各号のいずれにも該当しない者であること。
- (3) 滋賀県物品関係入札参加停止基準による入札参加停止の措置期間中でないこと。
- (4) 滋賀県物品の買入れ等に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（昭和57年滋賀県告示第142号）に規定する資格を有すると認められて、競争入札参加資格者名簿に次のとおり登録されている者であること。  
（営業種目）大分類「役務」中分類「その他の役務の提供」  
なお、新たに入札に参加する資格を得ようとする者は、次に示す場所へ資格審査の申請を行うこと。ただし、この場合には、この公告にかかるプロポーザルの手続きに間に合わないことがある。
  - ・ 滋賀県物品・役務電子調達システム
  - ・ 滋賀県会計管理局管理課 〒520-8577 大津市京町四丁目1-1 TEL：077-528-4314

### 4. 説明会について

当業務にかかる説明会は開催しない。

### 5. 提出書類

公募型プロポーザルに参加を希望する事業者は、次の(1)～(3)および(5)の書類（以下、企画提案書等という）を作成し、提出すること。なお、1者につき1提案とする。

- (1) 公募型プロポーザル応募申込書 1部  
別添（様式1）により提出すること。
- (2) 業務全体の企画提案書
  - (ア) 企画提案書の形式は、A4サイズ（縦書き・横書きは不問）とする。
  - (イ) 企画提案書の頁数は、記載項目内容を含めて10頁以内とする（表紙は除く）。
  - (ウ) 企画提案書には、次の内容を記載すること。
    - ・ 企画内容の骨子
    - ・ 具体的な内容（農山漁村発プランナー派遣等およびイノベーション研修の概要）
    - ・ 事業実施スケジュール
    - ・ 業務執行体制（総括責任者、連絡窓口、経理責任者・経理担当者等を明記）
- (3) 概算価格  
概算価格には、令和8年度農山漁村発イノベーション等支援業務委託仕様書に掲げる業務について、着手から納品まで全てに要する経費とその内訳を明記すること。経費は、仕様書4を参照し計上すること。なお、同仕様書2(2)「農山漁村発イノベーション研修の開催」にかかる

費用（デジタル技術の活用に必要な知見を得るための研修は除く）」は委託料全体の1/5以下となるよう留意するとともに、他の経費と区分して示すこと。また、消費税および地方消費税を記載し、その税額を明示すること。

(4) 提出部数

企画提案書および概算価格の提出部数は、正本1部、写し6部とする。正本には、事業者名、所在地住所、代表者の職・氏名を記載し、代表者印を押印すること（写しにはこれらを記載しない）。

(5) その他

「社会政策面での取組」関係資料(登録や認証を受けている場合、各1部)

- (1) 「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けている場合には、同登録証(滋賀県発行)の写し
- (2) 次世代育成支援対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書(労働局発行)の写し
- (3) 高年齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしている場合には、労使協定または就業規則の該当箇所の写し
- (4) 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されている場合には、障害者雇用状況報告書の写し
- (5) 障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用している場合には、申立書
- (6) 「しが障害者施設応援企業」の認定を受けている場合には、同認定通知書(滋賀県発行)の写し
- (7) 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書(労働局発行)の写し
- (8) 「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けている場合には、同認証通知(滋賀県発行)の写し
- (9) 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けている場合には、同認定通知書(労働局発行)の写し
- (10) 「環境マネジメントシステム」のうち、次のいずれかの認証・登録を受けている場合には、アについては、審査登録機関の証明書の写しを、ア以外については認証・登録証の写し  
ア 国際標準化機構が定めた規格 ISO14001 に適合している旨の認証  
イ 一般財団法人持続性推進機構(平成 23 年 9 月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター)の実施するエコアクション 21 の認証・登録  
ウ 特定非営利活動法人 KES 環境機構の実施する KES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録  
エ 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証

## 6. 企画提案書等に関する質問および回答

(1) 質問方法

別添(様式 2)の「質問票」に質問内容を記入し、メールまたは FAX により、下記の 12 に示す場所へ提出すること。なお、質問票送付後は、送付した旨を必ず電話で連絡すること。

電話または口頭による質問は受け付けない。

(2) 質問受付期限

令和 8 年 5 月 8 日(金曜日) 17 時

(3) 回答方法

各事業者からの質問および回答を全てまとめ、滋賀県ホームページの下記の場所に掲載する。

<http://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/shigotosangyou/nougyou/ryutsuu/>

(4) 回答期日

令和 8 年 5 月 12 日(火曜日) 9 時を目途に回答する。

## 7. 企画提案書等の提出期限

令和 8 年 5 月 18 日(月曜日) 17 時まで(以下)に下記の 12 に示す場所まで持参または郵送すること。

- ・持参の場合は、土・日曜日および祝日を除く 9時から 17時までとする。
- ・郵送の場合は、簡易書留郵便によることとし、令和 8年 5月 18日（月曜日）（17時必着）までとする。また、企画提案書等を郵送した旨を必ず電話で連絡すること。

## 8. 審査

### (1) 審査方法

企画提案書等を基に、当課が設置する審査会による審査を経て契約予定者を選定する。審査会は、当課および関係課の委員 3名を持って設置し、企画提案者による企画書のプレゼンテーションを行う。審査会は令和 8年 5月 19日（火曜日）午後を予定しているが、詳細は別途通知する。

提案内容に関する審査内容の①～④の各項目について、「10・5・1」の 3段階の評価で点数をつける（10：特に優れている、5：優れている、1：優れていない）。⑤については 10点を満点とし、次のとおり、予定価格に対する比率に応じた点数とする。なお、算定した評価点に小数点以下の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。

予定価格の 80%未満 …評価点の満点

予定価格の 80%以上 85%未満…評価点の満点の 80%の点

予定価格の 85%以上 90%未満…評価点の満点の 60%の点

予定価格の 90%以上 95%未満…評価点の満点の 40%の点

予定価格の 95%以上 …評価点の満点の 10%の点

さらに、社会政策推進に配慮した入札等実施要領第 2の各項内に該当するものについては、各委員・全項目の合計点数にそれぞれ 1点ずつ加点する。また県内に本店を有する者については、各委員・全項目の合計点数に 2点を加点する。

### (2) 審査内容

審査会においては、①取組支援能力（農山漁村発イノベーションの取組を効果的に支援できる内容かどうか）、②人材育成能力（農山漁村発イノベーションの取組に向けた能力が向上する研修か）、③事務遂行能力（県と連携し、円滑に業務が実施できる体制か）、④実現可能性（全体のスケジュールが無理のない具体的な内容かどうか）、⑤価格妥当性（経費の削減に配慮されているなど、価格が妥当な内容かどうか）について、県が設定した評価基準に基づいて公正かつ厳正に審査を実施し、①～④は 8(1)の評価点を 2倍に加算するとともに、社会政策推進に配慮した入札等実施要領等に基づく加点等を含めて、予定価格の制限の範囲内において、評価の総合点が最も高かったものを当該業務の契約予定者とする（合計 97点）。なお、審査会審査員の平均評価点が 30点を下回った場合は契約予定者とししない。

表 プレゼンテーション審査会の審査項目および採点

項番	審査項目		点数	
①	提案内容	取組支援能力	農山漁業者等の農山漁村発イノベーションの取組を効果的に支援できる内容か	20
②		人材育成能力	農山漁村発イノベーションの取組に向けた能力が効果的に向上する研修か	20
③		事務遂行能力	県と連携し、円滑にプランナー派遣や研修開催にかかる事務等が実施できる体制か	20
④		実現可能性	全体のスケジュール等が無理のない具体的な内容かどうか	20
⑤		価格妥当性	経費の削減に配慮されているなど、価格が妥当な内容かどうか	10
⑥	社会政策の推進	「滋賀県ワーク・ライフ・バランス推進企業」の登録を受けているか、または次世代育成対策推進法に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。		1
⑦		高齢者就業確保措置について、労使協定の締結または就業規則の労働基準監督署への届出をしているか。		1

⑧		障害者の雇用の促進等に関する取組のうち、次のいずれかに該当しているか。 1 障害者の雇用に関する状況の報告義務がある事業者であって法定雇用率が達成されているか。 2 障害者の雇用に関する状況の報告義務がない事業者であって障害者を雇用しているか。 3 「しが障害者施設応援企業」の認定を受けているか。 4 障害者の雇用の促進等に関する法律に基づく基準適合事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1
⑨		「滋賀県女性活躍推進企業」の認証を受けているか、または女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく基準適合一般事業主として厚生労働大臣の認定を受けているか。	1
⑩		「環境マネジメントシステム」で、次のいずれかの認証、登録を受けているか。 1 国際標準化機構が定めた規格 ISO14001 に適合している旨の認証 2 一般財団法人持続性推進機構(平成 23 年 9 月 30 日以前に登録・更新した場合は、財団法人地球環境戦略研究機関持続性センター)の実施するエコアクション 21 の認証・登録 3 特定非営利活動法人 KES 環境機構の実施する KES・環境マネジメントシステム・スタンダードの登録 4 一般財団法人エコステージ協会の実施するエコステージの認証	1
⑪	県内事業者の優先	県内に本店を有する者	2
合計			9 7

### (3) 選定結果

審査会での審査結果は、審査対象事業者に文書で通知する。

### (4) その他

審査会で契約予定者に選定されなかった提案者は、通知を受けた日から起算して 7 日以内に書面（任意の様式）により、当課に対して不採用の理由についての説明を求めることができる。

当課は、説明を求める書面を受け取った日から起算して 7 日以内に当該説明を求めた提案者に対して書面により回答する。

## 9. 契約相手方の決定

審査会で選定された契約予定者は、企画提案書等の内容について、当課と詳細な内容について協議を行い、正式な見積書を提出し、その額が予定価格の範囲内であれば、契約の相手方として決定する。なお、協議が整わない場合は次点の者と同様の手続きを行う場合がある。

## 10. 失格

次の各号に該当した場合は、失格となるので注意すること。

- (1) 提出期限等に遅れた場合
- (2) 企画提案書等に不足があった場合、もしくは指示した事項に違反した場合
- (3) 企画提案書等に虚偽の記載があった場合
- (4) 企画提案書等の記載内容に実現できない項目が含まれていることが判明した場合
- (5) その他、公平性に影響を与える行為があったと認められる場合

## 11. その他

- (1) 提出された書類については、加筆・訂正、差し替え等は認めない。
- (2) 企画提案書等、提出された書類に必要な事項がすべて記載されていない場合、必要な要件をすべて満たしていない場合は失格となる場合がある。
- (3) 提出されたすべての書類は返却しない。ただし、この公募型プロポーザルにかかる審査以外に利用することはない。
- (4) 公募型プロポーザルに要する経費は全て各事業者負担とする。

## 12. 問い合わせ先

滋賀県農政水産部みらいの農業振興課

〒520-8577 滋賀県大津市京町四丁目1番1号

TEL:077-528-3891 FAX:077-528-4882 E-mail: gc01@pref.shiga.lg.jp